平成２２年（フ）第３５８１号
大阪府東大阪市旭町17番９号
債務者　山本　典子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５８８号
大阪市住吉区殿辻１丁目７番５号
債務者　島田　捷一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５９８号
大阪市生野区桃谷２丁目５番35号　ライフハウス秀２号館201
債務者　廣田　米子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２号
福岡県行橋市大字上津熊212番地　コーポ美和Ａ棟102号
債務者　山口　浩平
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
福岡県行橋市大字上津熊212番地　コーポ美和Ａ棟102号
債務者　山口　香苗
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
北海道網走郡美幌町字稲美77番地　公住57号
債務者　梅村　敏昭
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
北海道北見市幸町７丁目４番２号　コスモス荘６号、前住所北海道苫小牧市汐見町３丁目２番18号コーポＲ１―205号
債務者　高木　哲也
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
北海道北見市端野町二区280番地23
債務者　奥山　春夫
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
北海道網走郡美幌町字新町２丁目35番地の２
債務者　永井あかね
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
岩手県上閉伊郡大槌町金澤第４地割57番地
債務者　戸澤　一也
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５７号
埼玉県三郷市早稲田６丁目27番地14　アーバンフォレスト105
債務者　大塚　信義
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
埼玉県三郷市早稲田６丁目27番地14　アーバンフォレスト105
債務者　大塚久美子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
埼玉県越谷市大字南荻島4382番地５
債務者　金田一弘幸
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
埼玉県春日部市豊町１丁目25番地３ベルユタカアパート101号、旧住所埼玉県吉川市中曽根２丁目５番地11　島田ハイツＡ―３号
債務者　新井　恵宣
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
埼玉県吉川市吉川２丁目15番地４吉川タウンハウスⅡ203号
債務者　上田　秋廣
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
千葉市中央区生実町1776番地の１
債務者　川島　真里
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３８３号
千葉県船橋市習志野台３丁目２番423号
債務者　中村　吉佐
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係